

令和7年度第1回「京都市生活安全施策審議会」摘録

1 日時

令和7年12月5日（金）午後3時から午後4時45分まで

2 場所

京都市本庁舎 4階 正庁の間

3 出席者（13名出席、7名欠席）

(1) 会場出席者

阿部委員、井上委員、右近委員、浦中会長、岡本委員、荻野委員、桂委員、炭谷委員、筒井委員、二之部副会長、三好委員

(2) 代理出席者

奥野委員（代理：塩見 氏）、谷委員（代理：永野 氏）

4 次第

(1) 開会挨拶（並川文化市民局長）

(2) 今期委員の紹介、事務局の紹介

改選があったため、全委員を紹介。

(3) 会長・副会長の互選

会長は浦中委員、副会長は二之部副会長に互選。

(4) 議題

- ・第3次京都市生活安全基本計画に基づく取り組みについて
- ・次期京都市生活安全基本計画について

(5) 閉会挨拶（市田文化市民部長）

5 摘録内容（主な質疑）

○事務局

・第3次京都市生活安全基本計画に基づく取組 資料1

・京都市域の犯罪情勢について 資料2

・令和6年度生活安全実施計画の取組実績 資料3

・令和7年度生活安全実施計画 資料4

について、事務局から説明。

●委員

関連する事業として、京都市域における刑法犯認知件数及び財産犯被害額の推移について府警の永野次長から紹介いただきたい。

●委員

先ほど京都市から犯罪情勢について説明があったが、その補足として資料を提示する。

刑法犯認知件数の推移について、京都市域で戦後最多と言われている平成16年約42,000件から令和3年約6,900件まで、約20年間で約5分の1まで減少している。また令和2年以降は1万件以下を維持している。犯罪件数が減少し、安定しているように見えるが、財産犯の被害額の推移をみると、令和6年は約45億の財産が奪われている。約20年前の約5倍の状態まで増加している。特に令和4年から急増している状況が見受けられる。約20年前は窃盗犯の被害が多く、現在は詐欺犯の被害が多い。認知件数が減少している一方、被害額が急増している件については、問題になっている特殊詐欺、SNS型投資、ロマンス詐欺等の詐欺に騙される被害が非常に深刻になっている。

認知件数は安定しているからといって、安心はできない。

●委員

刑法犯認知件数が大幅に減少しているにも関わらず、財産犯の方は被害額大きくなり、被害額の多くが窃盗から詐欺になっている状況である。

●委員

今は子どもの時から電子機器、ネット環境が非常に身近にある。高校生が捕まる事件が発生しており、見えないところでグループを組み、ネットの知識を利用して罪を犯している。中学生のころから教育や家での見守りが大切になる。今スマホは多くの人が所有している。スパムメールをクリックし、ID・パスワードを入力することで、被害に遭う。電子機器が普及することにより、罪を犯す側から見るとやりやすくなっている。

教育だけでなく、先ほど事務局から説明のあった国際電話を休止する等の技術的なやり方で、対策していくことが必要になってきている。

○事務局

今年度から国際電話の休止の手続を京都府警察と一緒に実施している。国際電話休止手続により、どれくらい被害が防げたのかという実績や結果を計ることは難しいが、今後も技術的なところも含め何ができるか検討してまいる。

●委員

財産犯の被害額の推移について増加している「その他」とは。

●委員

詐欺窃盗以外の横領罪や恐喝罪等の財産を目的とした犯罪がその他に含まれており、増加している。

●委員

詐欺、横領、贈収賄、背任などのホワイトカラー犯罪も増加しているようだ。

●委員

どのような手法の詐欺が増加しているのか。

●委員

特殊詐欺が増加している。警察官を騙るもの、最近は息子を騙る、いわゆるオレオレ詐欺もまた増えてきている。投資の儲け話をSNSで持ち掛けお金を出させる詐欺は被害額が大きくなっている。

●委員

30代でも被害にあった方もいる。高齢の方が財産犯（特殊詐欺）に遭いやすいイメージがあるが、被害に遭いやすい年代の分布などはあるのか。

●委員

オレオレ詐欺については高齢者の方がかなり被害に遭われている。ただしSNS型の投資

を語ったようなものについては高齢者ではなく、若い方が被害に遭っているケースもある。一概に特殊詐欺被害の年齢分布は難しい。SNS型やロマンス詐欺については高齢者だけではなく、若年層や様々な年代の方が被害に遭われている。

○事務局

府警からも紹介があったように年代の分布は難しいと考える。騙されているのに、騙されていないと思い込んでいる場合もある。各世代に言えることは、いつ何時近くでそういう話があるということを意識してもらいたい。そのために効果的な啓発を行うことが行政の使命と考えている。お金の話が出てきたら「疑う」ことを、広く周知することを目指していきたい。

●委員

ゼミの学生から「最近高額な商品を買うことになった。詐欺ではないが、よく考えると自分がそれを買うように誘導された。」という話を聞いた。学生は自ら調べ、クーリングオフ制度があることを知り、企業がそれに応じた。

特殊詐欺、投資詐欺等もあるが、マルチなどの正当な商売を装いながら学生などを騙し、高額な商品を売りつけるということもあるだろう。様々な手法でお金を取ろうと考える人が多いため、警察や京都市では様々な活動や啓発運動を行っていただきたい。

●委員

令和7年度の実施計画について、話題にある特殊詐欺をメインターゲットにしている事業はNo.21であるか。

○事務局

そのとおりである。先ほど様々な世代と出てきたが、まずは高齢者の方に対する対策として国際電話の休止や、防犯機能付き電話機支給事業を実施している状況である。

●委員

被害に遭う年齢層や詐欺の手法もいろいろある。その中でオレオレ詐欺などの昔の手法が繰り返し出るのは、興味深い現象だと思う。若い世代に対して啓発や教育を行うことに関しては、どの事業が担っているのか。

○事務局

令和7年については、No.19の「世界一安心・安全おもてなしのまち京都 市民ぐるみ運動」の中に入ってくる。様々な情報媒体を活用し、防犯意識を高めていく。その中でも大学生に特化するが、各大学における入学時のガイダンスで啓発を行っている。防犯対策に加え、特に昨年は闇バイトの啓発を行った。関連として当課の事業にはなるが、客引きの防止の啓発も行っている。

●委員

学生を見ていると情報が限られている印象を受ける。ガイダンスなどの機会があるのは、学生にとって貴重である。今後も続けていただきたい。

●委員

関連しているところでNo.21にある大学コンソーシアム京都のコーディネート科目として講座を行っている。資料1の柱3にあるように、同志社大学上期15講で2単位の科目。他大学の学生でも単位が取れるようになっている。後期も15講で2単位取れる講義が行われている最中である。龍谷大学でも上期に15講で2単位取れる授業があり、年々受講者が増えている。大学にもご尽力いただき、成果も少しずつできていると考えている。佛教大学では1回生から4回生まで順序立てて受講いただく科目も成立している。

京都教育大学は、単発的だが消費者講座を行っている。しかしながら大学生からの教育では遅いと感じている。中学、高校から消費者教育が必要ではあるが、余裕がない。

また、現金を使う生活をしていない子供が増えている。親と買い物に行っても、カードやポイント、チャージで支払い、現金を見ないで支払うということを経験していく。ゲームの課金についても同様である。金銭教育も小学生のころからやっていく必要があるが、なかなか機会がないため、京都市の方でも教育委員会と連携し、教育場面を作っていてほしい。

○事務局

大変重要な視点だと思う。防犯という面で消費者教育、金銭教育の視点も取り入れたい。消費生活の関係でも基本計画があるため、反映できる部分を連携していきたい。

教育委員会との連携についても、何ができるか検討していきたい。

●委員

京都市は自転車に対する事業もあるが、自転車総合計画の No. 12 が令和 7 年度で終了となっているが、令和 8 年度以降なくなるのか。

○事務局

建設局の自転車政策推進室では、次期計画を策定している。終了というわけではなく、次期計画に基づき自転車政策を進めていくと聞いている。

○事務局

- ・京都市生活安全ビジョン（第4次基本計画）（案） 資料 5
- ・京都市生活安全ビジョン資料編（案） 資料 6
- ・パブコメ募集案内（案） 資料 7

について、事務局から説明。

●委員

京都市は観光都市であるため、観光バスで来られる方も多く、バスターミナルに入れない車もある。例えば平安神宮の裏にも観光バスが駐車している。南禅寺の方は、予約制などを提案している。しかしながら予約制にすると、バスターミナルに入れない車もあり、違う場所に停車する。そのため、自転車の走行場所がなく、車道の真ん中を通らざるをえない。交通事故にも繋がる。来年 4 月から自転車の交通反則制度が始まる。観光バスの駐車により、自転車が正規の走り方ができなくなる。どのように対応するべきか。

○事務局

路上に駐車している観光バスはよく話題になっている。担当部署が観光バスに対し路上で駐車しないよう、移動するように、見回りや指導を行っている。お伺いした場所については情報連携を行い、周知をしてまいる。

また、来年 4 月から自転車の交通反則制度が始まると報道されている。危険な自転車運転をなくすよう、しっかりと周知を行っていく。

●委員

平安神宮付近の観光バスの駐車については交通部でも情報共有を行う。

警察としては取締りをしっかりと行なっていきたい。

観光需要の高まりにより、観光バスの取締りや指導を強化している。

昨年、自転車取締小隊を発足させ、警察官が自転車に乗り、取締りをしており、自転車の走行に支障がある箇所に駐車している観光バスやトラックに対する取締・指導もしている。

また、観光バスやトラック協会、京都市も含めて関係機関と会議を開き、情報共有を行っている。

●委員

仕事柄、行政からのパブリックコメントの募集には積極的に意見を出す立場にある。

しかしながら一般市民の方は、知る機会が少ない。告知方法を工夫し、できるだけ多くの意見を収集いただきたい。政策やどう書けばいいのかわからない、というジレンマを持つ方も多くいる。その意見も反映いただきたい。市民への告知方法、数値目標を教えていただきたい。

○事務局

京都市のHPやSNSで周知を行う予定。市民の方に身近な区役所支所にチラシ等を配架し、できる限り多くの方の目に触れるよう周知方法を図っていただきたい。市民の方に密接の関わる安心安全、交通安全の分野であるため、多くの意見をいただきたい。

●委員

組織、地域に対応されている各委員に周知の御協力をお願いしたい。

●委員

資料5 P.12「市の責務 3」について、具体的な事業例に「総合的な自転車政策の推進」があるが、電動キックボードも含まれているのか。最近電動キックボードが一般的になってきており、京都市でも利用数が多い。

○事務局

基本的には「総合的な自転車政策」であるため、自転車がメインである。目新しく、手軽な乗り物であるため、利用している姿を多く見る。他部署とも連携した会議を定期的に開催しており、情報共有、情報交換を行っている。京都府警との連携も含め安全利用の周知方法を検討していただきたい。

●委員

電動キックボード、名称としては特定小型原動機付自転車。原動機付自転車の一種であり、これまで原付と呼んでいたものは一般原動機付自転車とされた。電動キックボードは運転免許証不要で利用でき、シェアリング事業は、急速に拡大し利便性が向上している。大学生を中心に10代20代の利用が進んでいるが、自転車と通行環境が一緒であるため非常に混雑するという状況がある。

交通事故については、昨年は2件、今年は現在把握しているだけで5件であり、数としては非常に少ない。しかしながら、危ないなと思われることがあるだろう。

原動機付自転車の一種であるため、反則通告制度（青色切符）の対象である。他方で免許証不要や、最高速度20キロ以下と指定されており、大きさについても一般の原動機付自転車よりも幅が狭い。こういう特徴から自転車のルールが適用されることもある。

京都市域では取締を強化しており、違法な行為はしっかりと検挙している。

また、安全利用については、シェアリング事業者との連絡会議、京都市から協力いただきて街頭啓発等により周知をしている。シェアリング事業者も独自で努力されており、外国人についてはパスポートによる本人確認の徹底や、英語版の交通ルールのテストなどがある。

●委員

資料5 P.2「基本理念」について、「国内外からの観光客や滞在されている方々が安心して生活し、滞在することができる安全な地域社会」とあるが、京都市は観光客の多いまちである。最近外国の方もレンタカーで運転されているのを多く見かける。

事故なく、いい思い出を作っていただけるよう周知啓発が必要と思う。

○事務局

交通安全についてもインバウンドに関連する部分があり、観光政策ではマナーアップの周知を行っている。観光政策とも連携し、交通安全や防犯についても啓発を行いたいと検討している。

●委員

一昨年ぐらいから生成AIが出始め、外国の人が作っている詐欺メールや会話の日本語が

より正しくなり、見分けが非常につきにくくなってきた。今はメールを開くのを止めることは難しい。その中では小学生のころから教育を行う必要がある。お年寄りだけでなく、いろいろな世代に対して行うべきである。

騙す方のテクニックが上がってきている。対策としては教育を増やしていくこと、技術面で強制的に止めていく必要がある。

○事務局

毎年策定していく生活安全実施計画の中で、御意見をいただいた新しい技術、新しい観点を含んでいきたい。

●委員

3年前は生成AIなどは一般的には知られておらず、現在は、来年再来年のことが読めなくなってきた。柔軟に対応をいただきたい。

○事務局

理念としては大きく変わらない。毎年策定していく実施計画で各委員にも御意見をいただきながら柔軟に反映していただきたい。

○事務局

本日欠席をされている、委員から御意見をいただいているため、紹介する。

(委員)

資料5 P.3「社会状況の変化」について、「女性が被害者となることが多い不同意わいせつや公然わいせつ、こどもが被害者となった凶悪犯や粗暴犯も依然として発生している」に関連して内閣府の男女間調査(2024年3月)でも、不同意性交等の被害者の47.2%が17歳以下の未成年であり、19歳以下を含めると、69.3%を占めている。警察庁の犯罪統計には認知されていない、潜在して見えない犯罪が起こっている。この防犯を考えると、「性教育」の身体・性・こころを尊厳あるものとして互いに大切にする教育が必要であることが、生活安全ビジョンに明記されてよいと考える。

資料5 P.4「生活安全施策の必要性」について、犯罪・交通事故の未然発生防止、被害拡大防止のための対策に、性教育、人権教育が含まれる。

資料5 P4「目指すべき社会」について、性暴力被害者の心身に与える大きなダメージを理解することも犯罪防止につながる。「たとえ被害が生じても、誰ひとり取り残されることなく回復し、安心と安全のもとで生活を営み続けられるまち」は性暴力被害者に必要な施策を具体的に講じていくことが含まれていることである。

○事務局

あらゆる教育の場面で、子どもや学生にどのようなことができるかを検討していただきたい。世代を超えてどういう犯罪・詐欺が発生しているのか、京都市としてできる限りの啓発をやってまいり。

●委員

資料6 P.10以降に実感調査が掲載されている。その中で地域の活動が盛んかどうかという質問で平成25年、令和元年、令和6年で「そう思う」のパーセンテージがだいぶ下がっている。P.11の地域の一員にとして安心して暮らせるまちになっているか、についても「そう思う」は令和6年で大きく下がっている。

資料5 P.7「市民の責務」について、「市民及び各種地域団体が、お互いに連携を深め、一体となって啓発活動を推進する」という言葉があるが、昔と違い横のつながりが希薄になっている。「お互いに連携を深める」という言葉だけでは伝わりにくいと思う。生活や社会情勢が変化していく中で、どのように組み込むか大変難しい問題ではあるが、網羅しきれていない部分があると思われる。

○事務局

数字に表れているように、地域でのコミュニティはコロナ禍を境に弱くなっている。これ

は行政も認識しており、実際に地域の現場で活動いただいている皆様からもお声をいただく。昔のように強い地縁組織を求めて、戻していくことは難しいと思う。これからは、緩やかな繋がりを保つ社会を作っていく必要がある。地域コミュニティの関係でもビジョンを策定しているところで、現在、議論をしている。

●委員

その点を意識し計画も考え、実践されていることを、市民の方に伝えていただきたい。

●委員

貴重な御意見、御質問ありがとうございました。市民や事業者、行政、警察の連携を更に密にし、どのような状況下でも京都の安心安全がゆるぎないものとなるよう、引き続き取組を進めていただきたい。

今後、パブリックコメントの実施を受け、報告をお受けする。本日の御意見、市議会の議論を踏まえたうえで「京都市生活安全ビジョン」及び「令和8年度生活安全実施計画」の案を審議する第2回目の審議会を来年に開催する。

私としても、日々変化する社会情勢に対応するためには、行政だけでなく、色々な団体による連携が不可欠であると考える。そのため、これらの防犯に関する取組や状況を色々な団体の方が定期的に共有することが大切ではないかと考える。京都市生活安全基本計画の柱にも掲げている「新たな社会情勢の変化に対応した取組」を、今まで以上に市民・事業者の皆様が実践できるよう、可能な限り取組を進めていきたい。京都市におかれても、次期計画となる「生活安全ビジョン」に、今回の意見をぜひとも積極的に取り入れていただきたい。